

まちづくり目標 2

安全で安心して暮らせるまちづくり

政策 8 地域防災の充実

政策 9 日常生活の安全確保

施策16 防災体制

関連する条例・分野別計画等

◆王寺町地域防災計画

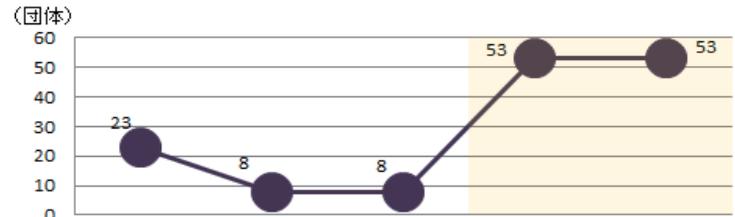
目指す姿

住民とともに作る災害に強い安全・安心なまち

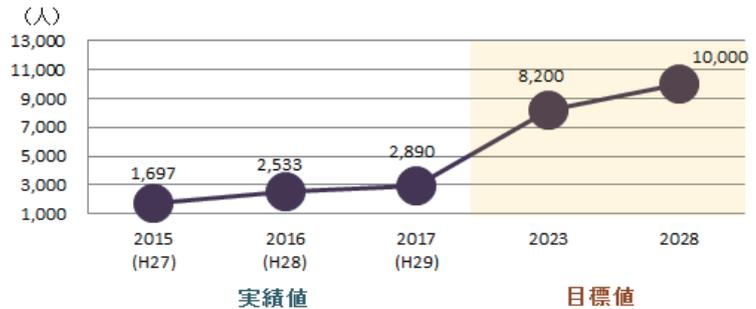
住民一人ひとりの防災に対する意識の醸成が進み、自らが取り組む自助、自主防災組織をはじめとして地域の人同士が助け合って取り組む互近助・共助、危機管理体制の整備等行政が取り組む公助が、互いに補い合うことで、災害による被害を最小限に抑えられるまちになっています。

成果指標

◆防災訓練を実施している
自主防災組織の数



◆「王寺町安全・安心メール」
及び「LINE@(*1)王寺町
公式アカウント」登録者数



現状と
課題

◆大規模自然災害の増加

2018(平成30)年7月に発生した西日本豪雨等、近年、異常気象による大規模な風水害や土砂災害が全国各地で多発しています。王寺町でも2017(平成29)年の台風21号に伴う豪雨災害で大和川、葛下川が溢水し、35年ぶりに家屋等の浸水被害が発生しました。

今後、南海トラフ地震の発生による被害も想定される中、被害の規模が大きくなればなるほど、公助による地域への対応は限界に近づくことから、「自助・互近助・共助」の取組を通じた地域との連携により、町全体で防災力を向上させることが必要です。

◆自助意識の浸透

住民の地震・風水害・土砂災害への備えや災害時の対処方法、災害危険箇所や避難所をまとめた防災ハザードマップの各戸への配布や、防災情報等を配信する「安全・安心メール」等への登録推進に取り組んでいます。また、非常用持出袋の常備や家具の固定、住宅の耐震化など家庭内での備えについて広報紙等による啓発を行っていますが、一人ひとりが自ら取り組む自助について、引き続き意識の醸成に取り組むことが必要です。

◆一丸となって地域を守る互近助・共助の推進

2018(平成30)年8月現在、全53自治会のうち、50自治会で自主防災組織が設立され、防災用資機材、備蓄物品の整備に対し補助を行っています。引き続き、組織の自主運営を見据え、地区自治連合会単位等、ある程度まとまった複数の自主防災組織での活動により、組織の実効性を高めるとともに地域が主体となって地区防災計画を作成することが必要です。また、災害が発生した際には、住民同士の助け合いや地域の自主防災力が重要となるため、地域が主体となった防災訓練の定期的な実施が必要です。更に、災害発生時に開設される避難所については、妊婦、小さな子どもやペット連れ等、それぞれの避難者が持つ事情への対応や、地域による運営及び支援を受け入れる体制の構築が課題となっています。

(※1)LINE@(ラインアット):会社や団体等が、LINE(ライン)を利用するユーザーとコミュニケーションができるLINE株式会社のサービス。2018(平成30)年7月に王寺町公式アカウントを開設。

◆公的防災力の向上

2016（平成28）年、防災行政無線の音質向上を目的に機器のデジタル化を行いました。屋内では放送が聞こえにくい場合があります。災害発生の恐れがある際には、緊急速報メール（エリアメール）や「安全・安心メール」、「LINE@」等により防災情報・避難情報を住民に伝達しますが、すべての人が時機を逸せず、速やかに避難できるよう、防災行政無線を補完する情報伝達手段の検討が必要です。

また、防災拠点である「王寺町防災コミュニティセンター（いずみスクエア）」については、さまざまな災害に対応できる施設とするため、敷地内の効果的な整備が必要です。

2018（平成30）年8月1日現在、3つの自治体（大阪府柏原市、河内長野市、滋賀県湖南市）と災害時の相互応援に関する協定を締結していますが、協定をより実効性のあるものにしていくため、日頃から連携に取り組む必要があります。また、災害が大規模で広域に及んだ場合、近隣自治体からの支援が受けられない事態も予想されるため、遠隔地の自治体等との防災協定の締結に向けた取組が必要です。

そして、災害発生時にはボランティアがとても重要な役割を果たします。そのため、王寺町社会福祉協議会が中心となって、災害が発生した時に支援が必要な人と支援を行う人をつなげる仕組みを構築する必要があります。

2017（平成29）年10月の台風21号による河川の溢水、家屋の浸水被害を受けて、大和川、葛下川の護岸整備等が進められていますが、早期の抜本的な対策について、引き続き国や県に強く要望することが必要です。

地震により倒壊した塀は、道路をふさぎ、避難や救助・消火活動を妨げる場合があります。2018（平成30）年6月に発生した「大阪府北部地震」では、ブロック塀倒壊による児童の死亡事故が発生しました。このため、通学路に面して倒壊する恐れのある危険なブロック塀の撤去を所有者に促すため、撤去費用に対する助成制度を創設しました。今後、さらなる啓発が必要です。

行政の主な取組

●自助意識の浸透

◆「自分の命は自分で守る」意識の醸成

防災の専門家や災害経験者等を講師とした防災講演会の開催、防災教育の実施、広報紙への防災特集記事の掲載等を通じて、非常用持出袋の常備や災害が発生した際の対処、避難行動のイメージ等について定期的な周知に取り組むとともに、水害発生時の浸水想定区域において予想される水深や避難場所、避難する方向を記載した案内板を電柱などに設置します。防災拠点施設である「いずみスクエア」では、町の災害に関する歴史や防災グッズの展示を行い、児童・生徒の防災教育の場として活用する等、「自分の命は自分で守る」意識を高めます。

また、既存木造住宅の耐震診断・改修に対する支援を引き続き行い、耐震化を促進します。

●地域の取組への支援

◆自主防災組織への支援

地域が主体となった地区防災計画の作成の支援に努めるとともに、防災に関する研修会等の活動サポート、地域の防災倉庫や資機材の整備に対する支援を引き続き行います。また、災害が発生した際に迅速かつ効果的に活動が行えるよう、組織運営に関する講習会の開催をはじめ地区自治連合会等、大きな単位での自主防災組織の連合体の結成に向けて支援を実施するとともに、地域の防災士（※2）と町の連携を図るため、防災士の育成とともにその組織化に取り組みます。

◆実効性のある防災訓練の実施

災害が発生した際の住民一人ひとりの具体的な行動や、地域におけるそれぞれの役割の確認を目的として、地域における防災訓練の実施を支援します。また、地理的な状況や災害の種類に応じた避難訓練のほか、大規模な災害を想定し、関係機関と連携した町全体の総合的な訓練を定期的実施します。

（※2）防災士：社会の様々な場で防災力を高めるための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。
2018（平成30）年7月末現在、王寺町内には、92人の防災士がいます。

◆避難所機能の強化

避難者のニーズや想定避難者数に対応できる避難所管理、運営体制の確立と定期的な見直しに取り組みます。また、自動車での避難やテント設営等、さまざまな避難形態に対応できるよう、場所の確保や指定を行うとともに、ハザードマップに記載し周知を行います。

●危機管理体制の充実

◆防災情報等の伝達手段の充実

さまざまな行事における「安全・安心メール」、「LINE@」の登録ブースの設置を通じて、登録者の増加に取り組むとともに、情報が届きにくい層への効果的な対策を講じます。

◆防災拠点施設の充実

「いずみスクエア」は避難所としての機能とともに防災の拠点として、その周辺を防災ヘリコプターが離着陸できるスペースやマンホールトイレ、断水時に飲料水として使用できる応急給水栓などを備えた防災公園として整備を行います。また、役場庁舎が被災した場合に災害対策本部として使用するための機能整備を図るとともに、大規模災害時の全町的な避難拠点または地域の避難所として、災害の種類や被災規模に応じた運用を行います。

◆支援受入体制の構築

防災協定を締結している自治体をはじめとした他の自治体からの支援や、災害時のボランティア等をコーディネートする受入体制を構築します。また、災害が発生した際に円滑な運用ができるよう、マニュアルに基づいた訓練を実施します。

◆効果的な災害協定の締結【施策7再掲】

防災協定を締結している自治体と日頃から具体的な災害を想定したシミュレーションを実施し、活動上の役割や目標を明確にすることを通じて、協定の実効性確保を図ります。また、地震等の大規模な災害に備え、遠隔地の自治体等との防災協定の締結を推進するとともに、食料品や日用品、避難所としての施設の提供等、民間事業者と支援内容に応じた協定の締結を推進します。

◆大和川流域の総合治水対策

大和川上流部における遊水地の早期整備や、亀の瀬地すべり対策事業の更なる安全性の確保に向けての検証、研究について引き続き国、県に強く要望を行います。

◆危険なブロック塀の撤去

地震が発生した際、倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去に関して、まずは通学路に面したブロック塀の撤去費用に対する助成制度を引き続き周知徹底します。その後、通学路以外に面するブロック塀について、助成対象拡大を検討します。

役割分担		
 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 備蓄品や非常用持出袋の準備、家具等転倒防止器具等の設置を行います。 ◆ ブロック塀の点検を行い、危険なものについては撤去します。 ◆ 避難所や避難経路の確認を行います。 ◆ 勤務先での被災に備え、普段から帰宅経路等を確認しておきます。 ◆ 防災訓練や研修会等に積極的に参加し、防災に関する正しい知識を身につけます。 ◆ 災害情報を積極的に収集します。 ◆ 災害時、ボランティア活動へ積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災に関心を持ち、情報を共有し、定期的に防災訓練を実施します。 ◆ 地区防災計画を作成します。 ◆ 地域で「安全・安心メール」、「LINE@」の普及啓発に努めます。 ◆ 自主防災組織の中心に防災士を位置づけることで組織の強化を図り、自主防災力を向上させます。 ◆ 避難所等の単位で、広域的な自主防災組織を設立し、防災訓練を実施するとともに、研修会等への積極的な参加を呼びかけます。 ◆ 災害時、ボランティア活動に積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織への支援を行います。 ◆ 災害時、物資提供や人材派遣、情報伝達等が速やかに対応できるような体制を整えます。



施策17 避難行動支援

関連する条例・分野別計画等

- ◆王寺町地域防災計画
- ◆王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例

目指す姿

地域における共助のもと、災害発生時にすべての人が円滑かつ確実に避難できるまち

日頃から地域で避難行動要支援者(※1)の見守り活動が行われています。また災害発生時には、円滑な安否確認や避難誘導により、すべての人が確実に避難できる支援体制が構築されています。

成果指標

- ◆「個別計画(※2)」を作成した団体数(累計)



現状と課題

◆大規模災害時の避難行動要支援者対策

2013(平成25)年に改正された災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合には、迅速な避難支援を実施するため、避難行動要支援者(以下「要支援者」)本人の同意がなくても、自治会、民生児童委員協議会、消防団等の避難支援等関係者(以下「支援者」)に対して災害時名簿の提供をすることができるようになりました。

◆「個別計画」の策定

要支援者個々の避難経路や避難先を定める「個別計画」の作成には、要支援者本人の同意とともに、支援者による平常時名簿の活用が不可欠ですが、個人情報の取扱いの難しさから、名簿の提供を希望する支援者が少ないのが現状です。全国的にも「個別計画」の策定は進んでおらず、2018(平成30)年6月に発生した「大阪北部地震」や7月に発生した「西日本豪雨」では、要支援者の避難が遅れる等、支障をきたしました。

(※1)避難行動要支援者:災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人(75歳以上のひとり暮らし高齢者、要介護認定者(要介護3~5)、身体障害者(1・2級)等)。

2013(平成25)年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿の作成が義務付けられました。災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、王寺町地域防災計画に基づき、避難支援の実施に携わる関係者(自治会、民生児童委員協議会、消防団等)に対し、名簿情報を提供できることとなっています。この名簿を災害時名簿とします。

一方、災害時の円滑かつ迅速な避難支援につなげるためには、平常時から名簿に基づく、見守り活動が大切です。王寺町では「王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、避難支援関係者と協定を締結のもと、平常時から名簿を提供できる体制を構築しました。しかし、平常時に提供できる名簿については、名簿を提供することについて、本人の同意を得ることが必要であり、災害時名簿とは異なることとなっています。この名簿を平常時名簿とします。

(※2)個別計画:災害発生時の避難行動要支援者一人ひとりの支援者や具体的な避難経路、避難先等を定める計画。

◆支援が必要な人への働きかけ

避難に支援を必要とする人をすべて把握するとともに、要支援者に該当する人で平常時名簿の提供に同意しなかった人や、「個別計画」の作成に同意しなかった人について、制度の趣旨や内容を丁寧に説明し、同意を得よう働きかけることが必要です。

また、平常時名簿に掲載された情報を避難支援に活用するため、支援者に対して名簿情報の提供に向けた働きかけを行うことが必要です。

◆実効性のある避難支援

平常時から支援者へ避難行動要支援者に関する名簿が提供され、共有が行われた後、誰がどのような手順で避難を支援するか取り決めることが重要です。災害時の避難支援を実効性のあるものにするため、提供された平常時名簿の情報に基づいて「個別計画」を作成することが必要です。

◆避難支援に携わる人材の確保

高齢化等により、避難支援に携わる人材の確保が難しい状況です。自らの生命及び安全を守りつつ、要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材の確保が必要です。

◆帰宅困難者への対応

災害が発生した際、県内有数のターミナルである王寺駅周辺では、通勤・通学者、観光客等、帰宅することが困難になる人の発生が予想されることから、一時滞在するための施設の確保が必要です。

◆受入体制の整備

福祉避難所（※3）として指定している「王寺町文化福祉センター」の設備、備品を整備するとともに、町内の民間介護事業所と連携し、受入体制の充実を図ることが必要です。

行政の主な取組

●平常時名簿の活用

◆平常時名簿の提供と活用

日頃から支援者が名簿を活用して高齢者等の見守り活動を行えるよう、自治会などを対象に説明会を行い、平常時名簿の提供や活用の促進を図ります。また、支援者が保持している平常時名簿を定期的に最新の状態に更新する仕組みを構築します。

◆平常時名簿活用に向けた働きかけ

平常時名簿の提供や、「個別計画」の作成に同意しなかった要支援者に対して、郵送や個別訪問により直接働きかけ、避難行動要支援者名簿制度の趣旨や内容について説明を行い、理解を求めます。

●避難支援のための環境整備

◆実効性のある避難支援

地域の特性や実情を踏まえつつ、支援者が主体となって取り組む「個別計画」の作成を支援するとともに、避難訓練によって具体的な避難経路を確認する等、災害時に円滑かつ確実に避難できる体制づくりを推進します。

◆支援者の確保

支援者の確保について、地域の実情に応じて、自主防災組織をはじめとしたさまざまな団体等に協力を呼びかけます。また、要介護者、障害者等との関わり方をはじめとして福祉や介護に関する研修を実施し、支援者が確実な避難誘導を行えるよう支援します。

◆帰宅困難者への支援

通勤・通学者、観光客等の帰宅困難者のため、町指定の避難所や商業施設等、一時滞在できる施設を確保するとともに、外国人観光客に向けて、避難案内看板を多言語で表記します。

（※3）福祉避難所：災害発生時に高齢者、障害者、妊産婦等特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。

◆**受入体制の整備**

福祉避難所である「王寺町文化福祉センター」の介護設備・用品の充実を図るとともに、民間介護事業所を福祉避難所として使用することや、災害発生時の介護専門職員の派遣・確保に向けて、民間介護事業者と協定を締結します。

役割分担

 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報収集手段の確認をします。 ◆ 避難に必要なものを準備します。 ◆ 避難訓練に参加します。 ◆ 地域の避難支援関係等団体に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 見守り活動を通じて要支援者の状況を平常時から見守り、状況を把握します。 ◆ 避難支援等に携わる協力者を確保し、「個別計画」を作成します。 ◆ 避難所等の単位で、広域的な避難訓練を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難訓練を実施します。 ◆ 災害時に避難支援を行います。

PICK UP TOPICS

町公式 Facebook



雪丸おさんぽタイムfrom王寺町

2018年7月6日

(U'w')公式LINE@始動！あ〜んど王伸最新号発行！

ほんじつより！町の防災・防犯情報を配信している「安全・安心メール」にくわえて、+イベント情報なんかもお届けしちゃうLINE@配信サービスがはじまりますよ〜！！

LINEアプリをインストールしている人は、すぐに登録できちゃうので、ぜひぜひ王寺町とお友だちになってください(w'U)

☆LINE@登録はコチラ★

<https://line.me/R/ti/p/%40ojitown>

そ〜し〜て〜！

ほんじつ発行の広報おうじ「王伸」では、巻頭に水害特集を掲載。昭和57年に甚大な被害をもたらした通称「57水害」のことも紹介している特集なのです(U'w')

☆王寺町公式サイト広報紙ページ★

<http://www.town.oji.nara.jp/keyword/2707.html>

昨日からの長雨は、今後も続く予報となっています。河川水位の上昇や土砂災害警戒など、正確な情報を得てもらうことが大切です！ぜひぜひ、LINE@登録や特集、王寺町公式サイトから情報を取得してください(w'U)。

☆広報紙をアプリで読む「マチイロ」\('w'U)★

スマホやタブレット端末にインストールして、いつでもどこでも広報紙が読めちゃいます(w'U)

インストールはこちらから↓

http://machihiro.town.jp/nara_oji



↑ 広報おうじ「王伸」2018/7/6号

登録方法

QRコードからも
友だち登録できます

LINE アプリを開き、友だち検索で『王寺町』と入力
→公式アカウントに進む
と登録できます。



施策18 消防・救急体制

関連する条例・分野別計画等

- ◆王寺町消防団の設置等に関する条例
- ◆王寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

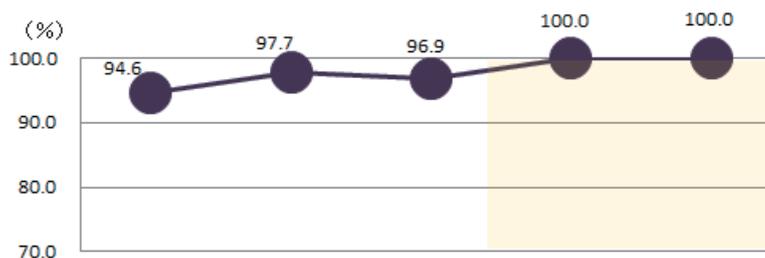
目指す姿

災害時に円滑な初期消火、救護活動ができる自主防災力の高いまち

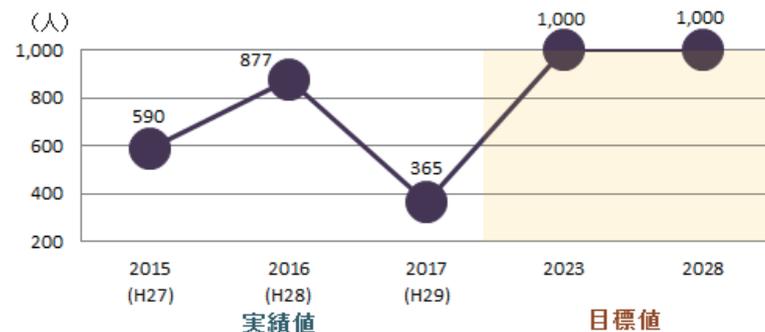
消防団や自主防災組織の活動が活発に行われ、火災等災害発生時に、初期消火・救急救命活動等がすばやく、適切にできる、消防・救急体制が充実したまちになっています。

成果指標

- ◆王寺町消防団の定員
(130人)に対する充足率



- ◆救命講習会の年間受講者数



現状と課題

◆奈良県広域消防組合と王寺町消防団との連携

2014(平成26)年、奈良県内37市町村で構成される奈良県広域消防組合が設立され、消防・救急体制の充実・強化が図られました。これまでの小規模な消防本部では、出動体制や保有する消防・救急車両、専門要員の確保等には限界がありましたが、町内で大きな火災や災害が発生した場合でも、県内広域から人員や車両が出動する体制になりました。

しかし今後、豪雨、台風、地震等の自然災害の多発、大規模災害の発生、高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加等が懸念され、これに対応できる消防体制の充実強化や王寺町消防団との連携強化が求められています。

◆消防団員の確保

消防団は、普段それぞれの職業に就きながら、火災等発生時に自宅や職場から現場に駆けつけ、消火活動、救助活動を行う組織で、全国的に消防団員数が減少し、平均年齢も上昇しており地域の防災力の低下が懸念されています。王寺町では、126人(2018(平成30)年7月末現在)が任務に就いていますが、大規模災害時には、従来の消火・救助活動に加え、避難誘導や安否確認等、多様な役割が求められており、消防団員になる担い手の発掘や後継者の育成が喫緊の課題となっています。

◆火災予防・救急救命に対する意識の高揚

火災予防、消火活動及びAED(※1)を用いた救急救命に関する講習によって、火災予防や救急救命に対する住民の意識高揚を図るとともに、知識の普及を図ることが必要です。

(※1)AED:自動体外式除細動器。心停止の際に機器が自動的に心電図の解析を行い、心臓が細かい痙攣を起こしている際は電気ショックを与え、正しい動きに戻す医療機器。

◆**休日夜間救急医療体制の確保**

「三室休日応急診療所」は、休日深夜及び平日夜間・深夜の診療がなく、特に小児科の夜間・深夜診療の強化が必要です。

◆**救急車の適正利用**

救急車を適正に利用しない事例が増加し、全国的に問題になっています。住民一人ひとりが、不要不急の救急車の利用を控える必要があります。

行政の主な取組

●**消防体制の強化**

◆**奈良県広域消防組合と王寺町消防団の連携強化**

消防の広域化に伴い、人員や消防・救急車両の適正配置が検討される中で、大規模災害発生時には迅速な初動体制がとれるよう働きかけを行います。また、王寺町消防団との合同消火訓練や資機材を使用した合同救助訓練の実施を促すことで消防力の強化を図ります。

◆**消防団員の確保**

消防団員が地域の活動へ積極的に参加し、広く一般の住民と交流を図ることで、その活動をPRするとともに、消防団員の確保に向け、自治会、町内企業等の協力のもと、人材の選出等、引き続き協力を依頼します。また、女性や学生、消防団OBなどによる、大規模災害時に限定して出動する「大規模災害団員」制度の導入を検討します。

●**火災予防等に関する意識の高揚**

◆**火災予防や救急救命に関する啓発活動に対する支援**

自治会や各種団体に救急救命講習の必要性を周知するとともに、自主防災組織や消防団員による火災予防啓発活動及び消火訓練、応急手当、AEDの使用方法等に関する救命講習の実施を支援します。

◆**女性消防団員による高齢者宅訪問**

女性消防団員によるひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問の実施を検討します。

●**救急救命に関する取組**

◆**「やわらぎキット(※2)」の普及啓発・更新**

広報紙等による定期的な紹介や、新任の自治会長に対する趣旨説明等を通じて、「やわらぎキット」の普及啓発を行います。また、自治会長の協力のもと、新たな設置希望者への「やわらぎキット」の配布や、既に設置している人に対して「救急医療情報シート」の定期的な内容更新を促します。

◆**休日夜間救急医療体制の確保【施策7再掲】**

「三室休日応急診療所」における休日深夜及び平日夜間・深夜の診療体制確保のため、「奈良県西和医療センター」からの小児科医の派遣に向け、西和地域7町で協力し、引き続き奈良県に対して要望を行います。

◆**救急車の適正利用等**

救急車が適正に利用されるよう、また、適切な受診行動がとれるよう防災訓練等住民が集う場を活用しながら、「奈良県救急安心センター相談ダイヤル(※3)」、「こども救急電話相談(※4)」の更なる啓発に取り組みます。

(※2) やわらぎキット:ひとり暮らしの人や家族が不在の際に急病となった時、救急隊員に緊急連絡先や持病、かかりつけ医療機関等自分の情報を伝えるためのキット。情報を記載したシートを専用ファイルに入れ、冷蔵庫の扉等に貼り付けたうえで専用ステッカーを玄関ドアの内側に貼り付けて使用します。

(※3) 奈良県救急安心センター相談ダイヤル: #7119 救急車が必要か、診療可能な医療機関の紹介等、看護師が対応し医師がバックアップも行う専用ダイヤル。

(※4) こども救急電話相談: #8000 子どもが急病にかかった場合の対処方法について、看護師が相談を受け、必要に応じ医師が対応する専用ダイヤル。

役割分担		
 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆火の取扱いに細心の注意を払います。 ◆住宅用火災報知機や消火器を設置するとともに、定期的な点検・交換を行います。 ◆消防団活動に協力します。 ◆初期消火に努めます。 ◆救急救命講習会に積極的に参加し、応急手当やAEDの使用方法を身につけます。 ◆「やわらぎキット」を活用し、万に備えます。 ◆救急車の適正な利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防団活動に協力します。 ◆地域で消防団員の確保に努めます。 ◆初期消火に努めます。 ◆自主防災組織で救急救命講習会を実施します。 ◆地域ぐるみで見守り活動を行います。 ◆「やわらぎキット」の普及啓発・更新に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難訓練を実施します。 ◆AEDを設置します。 ◆消防団活動に協力します。

PICK UP TOPICS

町公式 Facebook

雪丸おさんぽタイムfrom王寺町
1月12日

(U'w')平成最後の新春恒例行事♪
ほんじつ、平成31年王寺町消防出初式が
挙行されました！

町のごとしの安全・安心を願って、
5色の放水練習も行われましたよ～！

消防団の方々、いつもありがとうございます(U'w')♪



施策19 防犯・交通安全

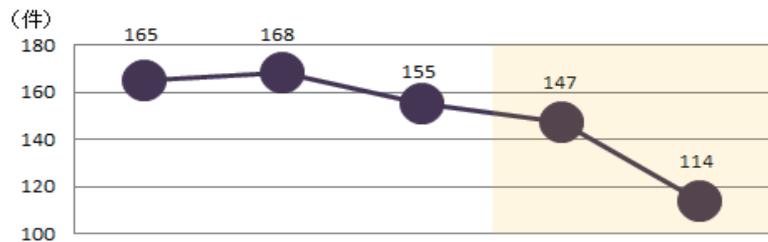
目指す姿

地域の力で犯罪や交通事故を未然に防ぐまち

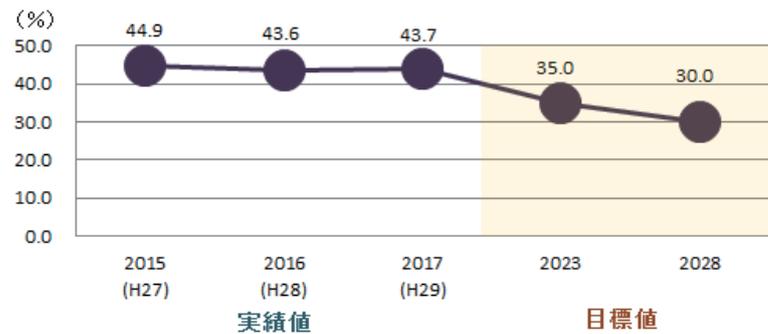
住民・警察・行政が連携し、犯罪や交通事故を防ぐため、設備・施設の充実や知識の普及、情報の共有に一体となって取り組むことで犯罪や交通事故を未然に防ぐまちになっています。

成果指標

◆ 刑法犯年間認知件数
(延べ)



◆ 町内で発生した交通事故のうち高齢者が関係した事故の割合



現状と課題

◆ 地域防犯活動

犯罪による被害を未然に防ぐとともに、地域の安全に対する関心を高めるため、定期的に町内を巡回する「青色防犯パトロール」や「老人こども110番の家(※1)」を展開しています。地域ぐるみの防犯活動を活性化させるため、活動団体の育成や取組の充実が必要です。

◆ 防犯カメラによる犯罪の抑止

2018(平成30)年3月末までに防犯カメラを王寺駅、畠田駅周辺、主要幹線道路の危険箇所、通学路、葛下川堤防、明神山等に50台設置しました。防犯カメラの設置は、犯罪抑止に効果があることから、引き続き必要な箇所に設置する必要があります。

◆ 消費生活トラブルの対策

商品・サービスやその販売形態の多様化に伴い、架空請求や、振り込め詐欺、フィッシング詐欺(※2)など、犯罪の手口は巧妙化・深刻化しており、個人の知識や経験だけでは対応が困難であることから、被害を未然に防止するための対策が必要です。

◆ 高齢者に関する交通安全対策

町内で発生した交通事故のうち、65歳以上の高齢者が関係した事故の割合は、2015(平成27)年から2017(平成29)年のいずれの年も、奈良県全体における割合を上回っています。高齢者が事故に遭わない、事故を起こさないように両方の観点から交通安全対策の強化が必要です。

(※1)老人こども110番の家:子どもや高齢者等が、犯罪被害に遭い、または、遭いそうになったときに助けを求めに入れる家のこと。

(※2)フィッシング詐欺:送信者を詐称した偽の電子メールから、偽のホームページに接続させたりする方法で、クレジットカード番号等重要な個人情報を盗み出す行為のこと。

◆生活道路の安全確保

歩行者や自転車の安全な通行を守るため、生活道路を通行する自動車の速度抑制や、幹線道路の抜け道になっている生活道路の通過抑制を図る取組が必要です。

◆啓発活動

毎月1日と15日及び春・秋の交通安全県民運動の期間中に、警察や交通安全協会、交通安全母の会と連携し、重点的に啓発活動を行っています。また、保育園児、幼稚園児、小学生を対象として、春と秋に交通安全教室を開催していますが、継続的な取組により、交通安全についての意識を高める必要があります。

◆施設管理

カーブミラー、路面標示、道路標識といった交通安全施設について、破損等により通行に支障が出ることがないように、計画的な点検と補修、更新が必要です。また、新設にあたっては、設置候補箇所の状況に応じて、迅速で柔軟な対応が必要です。

行政の主な取組

●防犯のための活動

◆地域防犯活動の促進

「青色防犯パトロール」や「老人こども110番の家」、「あいさつ+1（プラスわん）」運動を継続するとともに、西和地区防犯協議会の地域安全推進委員による防犯に関する活動への支援を通じて地域の連携を強化し、安全安心なまちづくりを促進します。

◆防犯カメラの設置

主要幹線道路、公園等の公共施設や通学路に防犯カメラを計画的に設置するとともに、自治会が自主的に整備を行う防犯カメラについても必要な支援を行います。

◆消費生活トラブルの未然防止

悪質な訪問販売をはじめとした消費者被害への対策として、広報紙等で具体例を周知するとともに、相談窓口の開設に引き続き取り組みます。また、振り込み詐欺やフィッシング詐欺等については、警察をはじめとした関係機関と連携を図るとともに、広報紙等で具体例を周知し、防止に努めます。

●交通安全のための活動

◆高齢者に関する交通安全対策

高齢者が関係する交通事故を減少させるため、交通ルール・交通マナーについて広報紙等を通じて啓発を行うとともに、警察と連携し、車両や歩行者の通行量が多い道路において、バリアフリー対応型信号機（※3）等の整備を推進します。また、高齢ドライバーによる事故を未然に防止するため、「高齢者運転免許自主返納支援制度」について窓口や広報紙等を通じて啓発を行うことで、利用を促進します。

◆「ゾーン30」の導入地区の検討

歩行者や自転車の安全な通行を守るため、自動車の走行が危険な地区を選定し、時速30kmの速度規制とともに、標識設置やカラー舗装等の安全対策を組み合わせる「ゾーン30」の導入を検討します。

◆交通安全施設の点検、新設及び補修

町内全域のカーブミラーの一斉点検を行い、緊急性、必要性に応じて計画的な補修とともに、定期的な道路パトロールで発見した破損箇所の補修を行います。また、交通安全施設の新たな設置要望や事故多発等の問題がある箇所について、迅速に対策を講じます。

（※3）バリアフリー対応型信号機：視覚障害者に対して青信号を音で知らせる機能や、歩行者用信号の青時間延長機能が備わった信号機。

役割分担		
 住民の役割	 地域の役割	 団体、事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 犯罪被害に遭わないよう、防犯意識を高めます。 ◆ 「あいさつ+1（プラスわん）」運動に積極的に取り組みます。 ◆ 消費生活に関する知識や情報を取得します。 ◆ 交通ルール、交通マナーを守ります。 ◆ 交通安全施設や交通安全対策について気づいたことがあれば行政に伝えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青色防犯パトロールや「あいさつ+1（プラスわん）」運動を推進します。 ◆ 防犯カメラを設置します。 ◆ 道路等における危険箇所を把握し、適正な対応を要望します。 ◆ 交通安全施設や交通安全対策についての地域における意見を集約し課題等を行政に伝えます。 ◆ 消費生活に関することについて啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通ルール、交通マナーについて啓発を行います。 ◆ 従業員の安全運転教育に取り組みます。

PICK UP TOPICS

町公式 Facebook



雪丸おさんぽタイムfrom王寺町

2018年9月21日

(U'w')秋の交通安全運動スタート!!!

初日のきょうは朝から駅前で、
交通安全関連機関のみなさんと一緒に
啓発用ティッシュ配り〜〜

さらに、すくすく広場では、
奈良県交通安全協会西和支部協会王寺町分会と王寺町交通安全母の会のみ
なさんが、
赤ちゃんのいる保護者の方々に、
雪丸ステッカーBABYinCARを特別配布〜♪

(U'w')車や自転車を運転される方も、
歩行者の方も、交通事故が起こらないよう、
気をつけてください!!!

雪丸ステッカーBABYinCARをお求めの方は、
下記サイトをご覧ください〜〜
<http://home.oji-kanko.kokosil.net/ja/archives/4933>



PICK UP TOPICS

町公式 Facebook



雪丸おさんぽタイムfrom王寺町

2018年9月19日

(U'w')交通安全とび出しワンワン登場！？

ほんじつ、王寺町交通安全母の会から雪丸の「とび出しワンワン」が寄贈されました☆

この「とび出しワンワン」は、事故防止注意喚起のための「飛び出し坊や」を、ほくのデザインであしらったスペシャルバージョン♪

王寺工業高校の皆さんが木板を加工し、王寺中学校と王寺南中学校の美術部の皆さんが色を塗って仕上げてくださいましたよ〜〜

今月中に王寺の各所に設置予定なので、楽しみに！

